

○ 香 川 県 立 農 業 経 営 高 等 学 校 校 則

第1章 総則

(名称、位置)

第1条 本校は、香川県立農業経営高等学校と称し、香川県綾歌郡綾川町北1023番地1に位置する。

(課程・学科)

第2条 本校には、全日制の課程を設置し、次の学科をおく。

学科 農業に関する学科 農業生産科
環境園芸科
動物科学科
食農科学科

(修業年限等)

第3条 修業年限は3年とし、別に定める規程により、寄宿舎に入寮する。

(収容定員)

第4条 生徒収容定員は、香川県教育委員会の定めるところによる。

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を分けて、次の3学期とする。

- (1) 第1学期 4月1日から8月31日まで
- (2) 第2学期 9月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 学年始休業日（4月1日から4月5日までの日）
- (4) 夏季休業日（7月21日から8月31日までの日）
- (5) 冬季休業日（12月25日から翌年の1月7日までの日）
- (6) 学年末休業日（3月20日から3月31日までの日）
- (7) 学校教育法施行規則第90条第5項に規定する学力検査を行う日及びその翌日
- (8) その他教育委員会が指定する日

2 校長は、学校教育上必要があるときは、あらかじめ教育長に届け出て、授業日において行うべき授業を休業日に振り替えて行うことができる。

3 校長は、非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことができる。

4 生徒には、教育課程により休業日でも農場実習を行うことができる。

第2章 教育課程、授業時数及び授業終始の時刻

(教育課程)

第8条 教育課程は、法令に定めるもののほか、高等学校学習指導要領並びに香川県教育委員会が定める基準により、

校長が編成する。

(授業時数)

第9条 週当たり授業時数は、30単位時間を標準とする。ただし、必要がある場合にはこれを増加することができる。

2 1単位時間は、50分とする。

3 各教科・科目の授業時数は、1単位について35単位時間に相当する時間を標準とする。

(授業終始の時刻)

第10条 授業終始の時刻は、校長がこれを定める。

第3章 単位修得、課程の修了、卒業の認定

(単位の認定)

第11条 履修した単位の修得認定は、各教科・科目及びホームルーム活動のそれぞれの担当者の意見を聞いて校長がこれを行う。

2 履修・単位修得に関する細目は、別にこれを定める。

(課程の修了、卒業の認定)

第12条 校長は、第8条に定めた教育課程を履修し、その成果が満足できると認められる者には、各学年の課程の修了、又は卒業を認定する。

2 各学年の課程の修了及び卒業の認定に関する細目は、別にこれを定める。

第4章 職員組織

第13条 本校には、法令に規定された職員を置く。

第5章 入学、編入学、再入学、退学、転学、休学、復学、留学及び卒業証書等

(入学)

第14条 本校に入学できる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者、若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者、又は学校教育法施行規則第95条の規定により、これと同等以上の学力を有すると認められた者とする。

2 本校への入学に関する出願手続、学力検査の実施・面接及び入学者の選抜については、香川県公立高等学校入学者選抜実施細目に定めるところによる。

3 校長は、入学を許可された者の保護者から所定の誓約書及び入寮誓約書を提出させる。

(編入学)

第15条 転入学・編入学については、別に定める転入学・編入学に関する規程によるものとする。

(再入学)

第16条 再入学については、別に定める再入学に関する規程によるものとする。

(退学)

第17条 生徒が退学しようとするときは、保護者が連署した所定の退学許可願書にその事由を記載して、これを校長に提出して許可を受けなければならない。

(転学)

第18条 生徒が他の高等学校に転学しようとするときは、保護者が連署した所定の転学許可願書にその事由を記載して、これを校長に提出しなければならない。

2 本校に転入学を志望する者は、転入学願書を提出して校長の許可を受けなければならない。

3 その他については、別に定める転入学・編入学に関する規程によるものとする。

(休学)

第19条 生徒が休学しようとするときは、保護者が連署した所定の休学許可願書にその事由を記載して、これを校長に提出しなければならない。

2 生徒の休学期間は、1年以内とする。ただし、校長は、特に必要があると認めるときに限り、2年までこれを延長することができる。

3 前項の期間中には、休学許可日以後はじめて到来する月のはじめての日から起算して3箇月を経過する日までの期間が含まれていなければならない。

(復学)

第20条 休学中の者がその事由の消滅により復学を希望するときは、復学許可願書にその事由を記載して、これを校長に提出しなければならない。

(留学)

第21条 生徒の留学については、別に定める留学に関する規程によるものとする。

(卒業証書)

第22条 校長は、卒業を認定した者に卒業証書を授与する。

(高等学校証明書)

第23条 本校の生徒であった者は、県立学校学則に定められている高等学校証明書交付申請書を提出することにより卒業証明書、成績証明書、単位取得証明書及び調査書の交付を受けることができる。

第6章 授業料等の徴収

第24条 授業料及び入学金等は、香川県使用料、手数料条例の定めるところにより、所定の期日までに納入しなければならない。

2 生徒の授業料の減免については、香川県立高等学校の授業料等の減免に関する規則の定めるところによる。

3 校長は、授業料を滞納している生徒に対して、出席停止を命じ、又は退学させることができる。

4 校長は、入学金を滞納している生徒に対して入学の許可を取り消すことができる。

第7章 賞罰

第25条 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒を褒賞することができる。

2 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。

3 前項の懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長がこれを行う。この場合において、校長は、職員会議において職員の意見をきくものとする。

4 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第8章 寄宿舎

第26条 本校に、寄宿舎を置く。

2 寄宿舎に関する細目は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。ただし、教育課程改訂（昭和57年度より）に関する事項は、移行措置に対応して施行する。

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

この規則は、平成30年4月1日に改正し、同日から施行する。